平成２２年（フ）第９１７号
静岡市葵区山崎１丁目16番地の２　若杉ハイツ101号、旧住所静岡市駿河区中島2581番地
債務者　岩崎富士夫
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２６号
静岡市葵区山崎１丁目16番地の２　若杉ハイツ101号、旧住所静岡市駿河区中島2581番地
債務者　岩崎ナミ江
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第２８７号
東京都渋谷区桜丘町30―15
破産者　エレファント・エンタテインメント株式会社
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６４０号
神奈川県横浜市金沢区並木１丁目11－１－502、開始決定時の住所神奈川県横浜市都筑区荏田東１丁目９―26―103
破産者　藤永　秋秀
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０５５号
東京都大田区北馬込１丁目２番８号
破産者　有限会社コーポレーション・ケイ
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０８２号
埼玉県川口市柳崎３丁目20―23―301
破産者　中里　　勇
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３７７号
東京都葛飾区小菅４丁目16―１―401
破産者　辻川　正志
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９６６号
広島県広島市佐伯区五日市中央１丁目２―26、開始決定時の住所広島県広島市佐伯区五日市２丁目６―26―403
破産者　重弘　健児
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９６９号
広島県広島市佐伯区五日市中央１丁目２―26、開始決定時の住所広島県広島市佐伯区五日市２丁目６―26―403
破産者　重弘　純子
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４４９号
東京都品川区小山台１丁目33―４　中里方
破産者　中里　幸久
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４３１号
東京都千代田区内神田２丁目４番２号　山崎ビル３階
破産者　ジェイテンシステム株式会社
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６５４号
東京都八王子市別所２丁目12―１―601、開始決定時の住所東京都中野区南台３丁目37―６
破産者　桑田　和彦
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３１１６号
東京都日野市多摩平６丁目10―３―302
破産者　馬場　幹子
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２５１号
東京都豊島区南長崎２丁目４―10
破産者　中里　之彦
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９１２号
東京都足立区南花畑１丁目６―７　丸秀運輸株式会社内
破産者　渡邉　富子
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４００２号
東京都世田谷区等々力７丁目23―４―201、開始決定時の住所東京都世田谷区深沢６丁目33―６―201
破産者　與那覇仁久
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１９５号
東京都世田谷区北烏山６丁目26―38―202
破産者　服部　　功
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１９７号
東京都渋谷区笹塚２丁目37―９―201
破産者　根本　玲子
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４２５７号
東京都目黒区大橋２丁目８番21号　ドミシール柿沢401
破産者　有限会社オフィスヨナハ
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４２８２号
千葉県八千代市上高野1528―１
破産者　石橋スーザンこと　イシバシ　スーザン　ミッシェル（旧氏名スーザン　ミッシェル　ホール）
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部